

令和7年度 小規模農家等グループ支援事業 手続きの流れ

補助事業対象者	時期	丹波市 農林振興課
補助金交付申請 必要なもの：「要件確認シート」 「補助金交付申請書」 「収支予算書」 「事業計画書」 「見積書」 (2者以上、中古は1者のみ) 「カタログ」 (要望時から変更なしの場合 は不要) 「誓約書」 「資金計画書」 「消費税の申告等確認書」 「残存耐用年数証明書」 (中古のみ)	機械契約前	補助金交付決定 「補助金交付決定通知書」とともに、実績 報告書、補助金請求書様式などを送付しま す。 <u>※補助金交付決定の前に契約された機械 は、補助対象になりません。</u> <u>※機械使用前に、補助対象機械の検査にう かがいます。必ず、機械使用前に検査する 必要があります。</u>
機械検査の連絡（日程調整） 機械が納品されたら、 <u>すぐに</u> 市担当者まで ご連絡ください。機械検査にうかがいま す。 <u>検査前に使用された機械は、補助対象にな りません。</u>	機械導入	
補助対象機械の検査		
補助金実績報告※ 必要なもの：「補助事業実績報告書」 「収支決算書」 「契約書」 「納品書」 「請求書」 「振込依頼書の写し または通帳の写し」 「動産保険の証書写し」	機械代金支払後	
補助金請求 必要なもの：「補助金請求書」		補助金支払 指定された口座に振り込みます。 (請求からお振込みまで1ヵ月程度)

※補助金実績報告は、「機械代金を支払ってから30日以内」「令和8年3月31日」のいずれか早い日
 までに行ってください。